# 「三重県犯罪被害者等支援条例(仮称)」 制定にあたっての犯罪被害者等実態調査(中間集計)の概要

平成30年8月22日 三重県環境生活部

#### 1. 調査の目的

「三重県犯罪被害者等支援条例(仮称)」の制定を検討するのにあたって、実際に犯罪の被害に遭われた方、およびそのご家族等(以上をあわせて「犯罪被害者等」といいます。)を対象として、犯罪被害者等が求める支援施策を把握し、本県における犯罪被害者等支援にかかる条例案および今後の取組に反映させることを目的に実施しました。

## 2. 調査方法

(1)調查対象

支援センターに実際に相談を行っている犯罪被害者等を対象としました。

(2) 調査方法

上記調査対象者に対し、趣旨を説明したうえで、調査票を配布し、無記名で記載したうえで郵送により回収しました。

### (3)調査期間

平成30年6月29日から、順次調査票を送付・回収しています。これまで23名の方から回答がありましたが、現在も回収を続けており、8月末日をもって終了の予定です。

#### (4)調査票及び調査結果について

調査票については、名古屋市が「名古屋市犯罪被害者等支援条例(仮称)」の制定にあたって実施した「名古屋市犯罪被害者等ニーズ調査結果報告書」(平成29年7月名古屋市)(以下、「名古屋市調査」といいます。)を参考にして作成しました。

なお、調査の結果については、名古屋市調査との比較検討も行っています。

<参考:名古屋市調査の概要>

回答総数:75 人

年代:20 歳未満 1 人 20 歳代 2 人 30 歳代 1 人 40 歳代 13 人

50 歳代 19 人 60 歳代 22 人 70 歳以上 16 人 不明 1 人

性 別:男31 人 女43 人 不明1 人

居住地 名古屋市内 12 人 名古屋市外 62 人 不明 1 人

被害者との関係 被害者本人3人 配偶者5人 親47人 子ども16人

きょうだい 7人 その他 1人

http://www.city.nagoya.jp/shiminkeizai/cmsfiles/contents/0000104/104254/t
yousakekka.pdf

# ≪目次≫

【回答者の属性】
問1 あなたについて・・・・・・・・・・・・1
【被害後の問題】
問2 被害に遭われた後、どのような問題に悩まされましたか。それぞれの項目
についてご記載ください。
(1)経済面について・・・・・・・・・・・・・2
(2) 生活面について・・・・・・・・・・・・・4
(3) 心身の不調について・・・・・・・・・・・・6
(4) 人間関係について・・・・・・・・・・・・7
【必要な支援】
問4 事件後に必要な支援について必要だと思うものに○をつけてください。
0